

令和4年度制度・予算に関する 重点要望項目

文部科学省関係

公益社団法人 日本歯科医師会

適切な歯科医療提供体制を構築し、国民の健康増進及び健康寿命の延伸を図るため、以下を要望します

1	学校教育下における歯科保健教育の充実
2	児童生徒のスポーツ外傷の予防を目的とした、スポーツマウスガードの普及促進
3	学校歯科健診結果をPHRに導入するための「歯科標準コード仕様」の利活用

1. 学校教育下における歯科保健教育の充実

近年の学校歯科健診においては、う蝕のない子どもが増加する一方で、極端にう蝕が多い子どもや、歯肉炎や歯列、顎関節、口腔機能発達不全等、多様な問題を抱える児童生徒も散見される。その対策として、**学校歯科医と養護教諭、管理栄養士等との連携の下に、ICT(学習プログラムや専用ツール等のデジタル教材)を活用した歯科保健教育の充実を図る。**

令和3年度 予算のポイント

GIGAスクールサポーター配置促進事業

令和3年度予算額

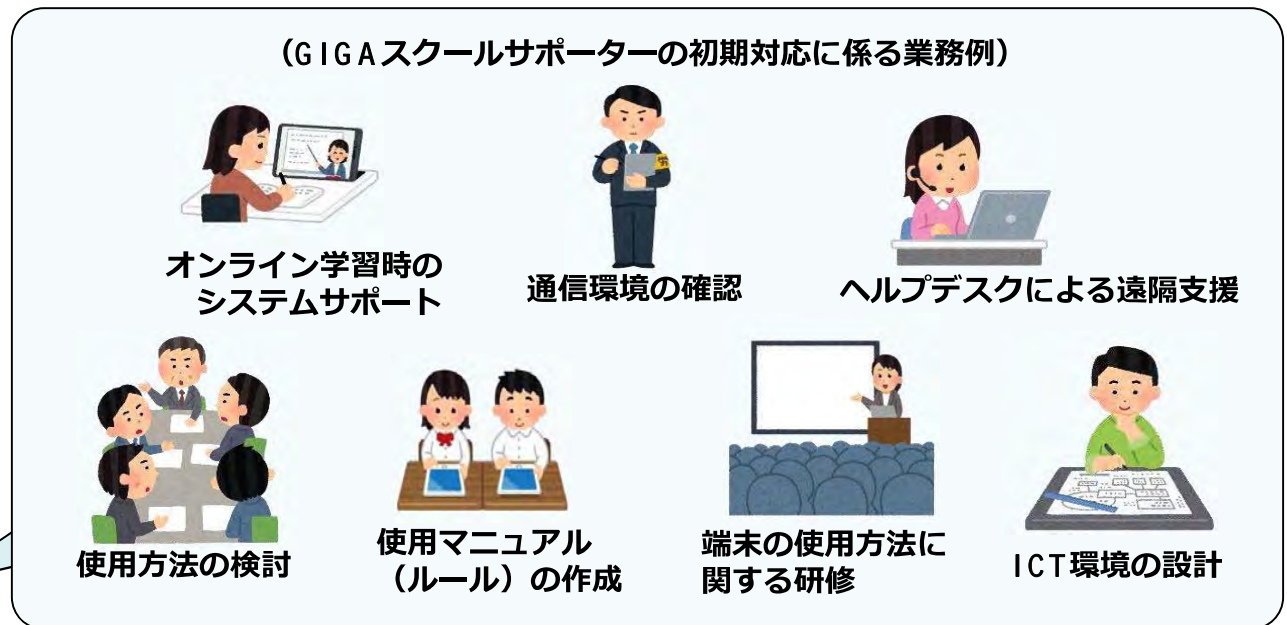
10億円
(新規)



令和2年度第1次補正予算額 105億円

災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」を加速することが必要であるが、学校の人的体制は不十分である。

このため、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、学校における **ICT環境の設計** や **使用マニュアル(ルール)の作成** のほか、新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間における、オンラインによる家庭学習の実施に関する支援等を行う **ICT環境整備等の知見を有する者の学校への配置経費を支援** する。



対象校種	国・公・私立の小・中・高校・特支等
------	-------------------

実施主体	国立：国立大学法人 公立、私立：都道府県、政令市、その他市区町村等、学校法人
------	---

想定人材	ICT関係企業OBなどICT環境整備等の知見を有する者
------	-----------------------------

補助割合	国立：定額 公立、私立：1/2
------	-----------------

補助対象経費	人件費、旅費、消耗品費、雑役務費(委託事業費)等
--------	--------------------------

概要

- 新型コロナウイルス感染症を契機として、集団感染の早期把握など児童生徒の生命と安全を守るための情報の利活用が求められている。校務支援システムに入力されているデータを活用し、「学校等欠席者・感染症情報システム」や「PHR」など、デジタル時代にふさわしい児童生徒の健康を守るための情報システムを構築する。
- 児童生徒が自らの健康は自分で守ることを理解し、免疫力の向上など必要な知識を身に付け、活用すること（健康リテラシー）ができるようにすることや、感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行い、感染症対策の充実を図る。
- 近年増加しているがんや近視などの健康課題や、長期休業期間における食の課題など新しい社会的課題にも迅速に対応し、学びの保障の前提となる児童生徒の心身の健康の充実について総合的に取り組む。

1 学校等欠席者・感染症情報システムの充実

222百万円

新規

- 新型コロナウイルス感染症にも対応する学校等欠席者・感染症情報システムについて、各学校の校務支援システムに入力されている「発熱による欠席」や「感染症による出席停止」のデータを連携することにより、現場の負担なく、より精度の高い状況把握を実現

<日本学校保健会補助（補助率：定額）の内数>

※平成25年より日本学校保健会が運営

※全国の学校で本システムを活用（加入率：小学校の約66%、中学校の約60% 令和2年10月現在）



2 学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業

155百万円

(前年度予算額 14百万円)

- 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進という方針を踏まえ、学校健康診断結果をマイナポータル等を通じて閲覧できるようにするための実証実験を行い、システム実現のための技術的課題等について調査研究を実施【委託先：1団体（民間団体等）】



3 児童生徒の健康管理・健康づくりの推進

36百万円

新規

- 児童生徒が自らの健康は自分で守ることを理解し、免疫力の向上など必要な知識を身に付け、活用すること（健康リテラシー）ができるよう健康づくりや感染症予防に関する優良な取組を収集し、事例集として動画の作成・配信を行い、普及を図る

<日本学校保健会補助（補助率：定額）の内数>

- 感染症対策専門家を講師とした学校関係者向けのオンライン研修会を実施し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や最新の知見等を普及・啓発することにより、学校における感染症対策の充実を図る【委託先：1団体（民間団体等）】

<専門家を活用した学校における感染症対策研修事業 11百万円>

4 児童生徒の近視実態調査事業

42百万円

新規

- 視力低下が進行する時期となる小中学生を対象に、医療関係者等の協力の下、児童生徒の近視の実態やライフスタイルとの関連を調査するとともに、その結果を活かし、児童生徒の視力低下を防止するための対策を検討する【委託先：1団体（民間団体等）】



6 感染症拡大に伴う学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等

36百万円

(前年度予算額 22百万円)

- 臨時の長期休業に伴う課題への対応として調査研究を実施【委託先：2団体（民間団体等）】
 - ・ 放課後児童クラブ等関係機関との連携の在り方、学校給食事業者と学校設置者とのキャンセル料等の契約関係等

- 学校給食における衛生管理の調査・徹底指導等
 - ・ 新型コロナウイルスの特徴も踏まえた衛生管理の在り方に関する調査・指導の徹底等を図る



5 がん教育総合支援事業

32百万円

(前年度予算額 32百万円)

- 全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する【委託先：1団体（民間団体等）】



新たな日常における子供の健やかな心身の育成

令和3年度予算額 13億円
(前年度予算額 9億円)



概要

- 学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことで、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、楽しく体力の向上を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指す。
- 特に免疫力を高めるためには、十分な睡眠、適度な運動習慣、食育の推進を通じて望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。
- また、限られた学校での時間のみならず、家庭や地域においても、子供の望ましい生活習慣の形成を目指した取組や体験活動の推進を行う必要がある。

○ 学校・地域における子供の体力向上の取組の推進 293,193千円

(前年度予算額：293,193千円)

- 体育・保健体育の授業等において、運動が苦手な生徒や運動に意欲的でない生徒への指導の充実をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、児童生徒が学校内外で楽しく安全にできる運動例や指導事例に関して、ICT等を活用した指導資料を作成。
- 子供の体力向上、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした学校体育指導上の諸課題について、各教育委員会の担当指導主事、保健体育教員等を対象とした説明会や研修会等を実施。
- 児童生徒の体力、運動習慣及び生活習慣等の現状を把握するとともに、調査結果の分析により国・教育委員会・学校において取り組む体力向上施策の改善に生かすことを目的として、全国の小学校5年生及び中学校2年生を対象とした実技テスト及び運動習慣や生活習慣に関するアンケート調査を実施。
- 子供たちが運動習慣を身につけることは、コロナ禍における健全な心身の成長に必要な不可欠なものであることから、学校だけではなく、地域の各種関係団体の協力の下、子供たちの運動・スポーツの再開を支援し、機会を創出することにより、地域の好循環の実現を図る。 ※令和2年度3次補正(298,281千円)



○ Sport in Life推進プロジェクト【再掲】 315,853千円の内数

(前年度予算額：255,653千円)

【委託先：民間団体】

- スポーツ振興に積極的に取り組む関係団体（関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等）でコンソーシアムを構成し、加盟団体の自主的な連携による活動を促進させる仕掛けを施し、スポーツ実施者の増加に向けた推進力、相乗効果を創出。子供から高齢者まで生涯にわたって、スポーツに親しめる多様な機会を提供する。

○ 運動・スポーツ習慣化促進事業【再掲】 190,000千円の内数

(前年度予算額：180,000千円)

【地方公共団体へ補助】

- 運動・スポーツの無関心層や、何らかの制限や配慮が必要な方々（有患者や高齢者等）、新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった方々を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るため、地域の楽しく安全なスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援。



○ 学校等欠席者・感染症情報システムの充実【再掲】 221,527千円

(前年度予算額：新規)

- 新型コロナウイルス感染症にも対応する学校等欠席者・感染症情報システムについて、各学校の校務支援システムに入力されている「発熱による欠席」や「感染症による出席停止」のデータを連携することにより、現場の負担なく、より精度の高い状況把握を実現。 <日本学校保健会補助（補助率：定額）の内数>

※平成25年より日本学校保健会が運営

※全国の学校で本システムを活用（加入率：小学校の約66%、中学校の約60% 令和2年10月現在）



○ 児童生徒の健康管理・健康づくりの推進【再掲】 36,306千円

(前年度予算額：新規)

- 児童生徒が自らの健康は自分で守ることを理解し、免疫力の向上など必要な知識を身に付け、活用すること（健康リテラシー）ができるよう健康づくりや感染症予防に関する優良な取組を収集し、事例集として動画の作成・配信を行い、普及を図る。

<日本学校保健会補助（補助率：定額）の内数>

等

○ 感染症拡大に伴う学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等【再掲】 36,336千円

(前年度予算額：22,245千円)

- 臨時の長期休業に伴う課題への対応として調査研究を実施

【委託先：2団体(民間団体等)】

- 放課後児童クラブ等関係機関との連携の在り方、学校給食事業者と学校設置者とのキャンセル料等の契約関係

等



○ 子供の体験活動の推進【再掲】 169,011千円

(前年度予算額：126,355千円)

- 子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業
新型コロナウイルス感染症拡大により、子供たちが野外で体を動かす機会が減少するなど、子供たちを取り巻く環境の閉塞感を打開することが喫緊課題であることから、青少年団体等の取組の効果を一層高めるための支援を行う。【委託先：63団体【青少年団体等】】
- 健全育成のための体験活動推進事業 【地方公共団体へ補助】
学校等における宿泊体験活動や農山漁村体験活動等の取組を支援。



2.児童生徒のスポーツ外傷の予防を目的とした、スポーツマウスガードの普及促進

学校教育現場におけるスポーツの安全性向上のために有効な、スポーツマウスガードの普及を促進することで、学童等災害の中でも発生頻度が高い、歯や口の外傷の発生予防を図る。

特に、クラブ活動等におけるスポーツマウスガードの着用を推進し、併せてスポーツ指導者(教員など)に対するスポーツ歯科の研修を義務付ける。

障害見舞金の給付件数と 歯の障害件数の推移

学校種別
小学校、中学校、高等学校等、高等専門学校、幼稚園、
幼保連携型認定こども園、保育所等

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
障害 (全体)	381件	411件	380件	409件	431件	388件	398件	403件	363件	393件
歯の 障害	93件	80件	72件	89件	93件	80件	76件	68件	63件	72件
割合	24.4%	19.5%	19.0%	21.8%	21.6%	20.6%	19.1%	16.9%	17.4%	18.3%

災害共済給付状況(独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部)

**歯の障害は
全体の約 2 割**

楽しく
スポーツを
するために

マウスガード

MOUTH GUARD



中学生のマウスガード装着写真



3.学校歯科健診結果をPHRに導入するための「歯科標準コード仕様」の利活用

厚生労働省の標準規格でもある『口腔診査情報標準コード仕様』は、学校歯科健診結果についても活用が可能である。

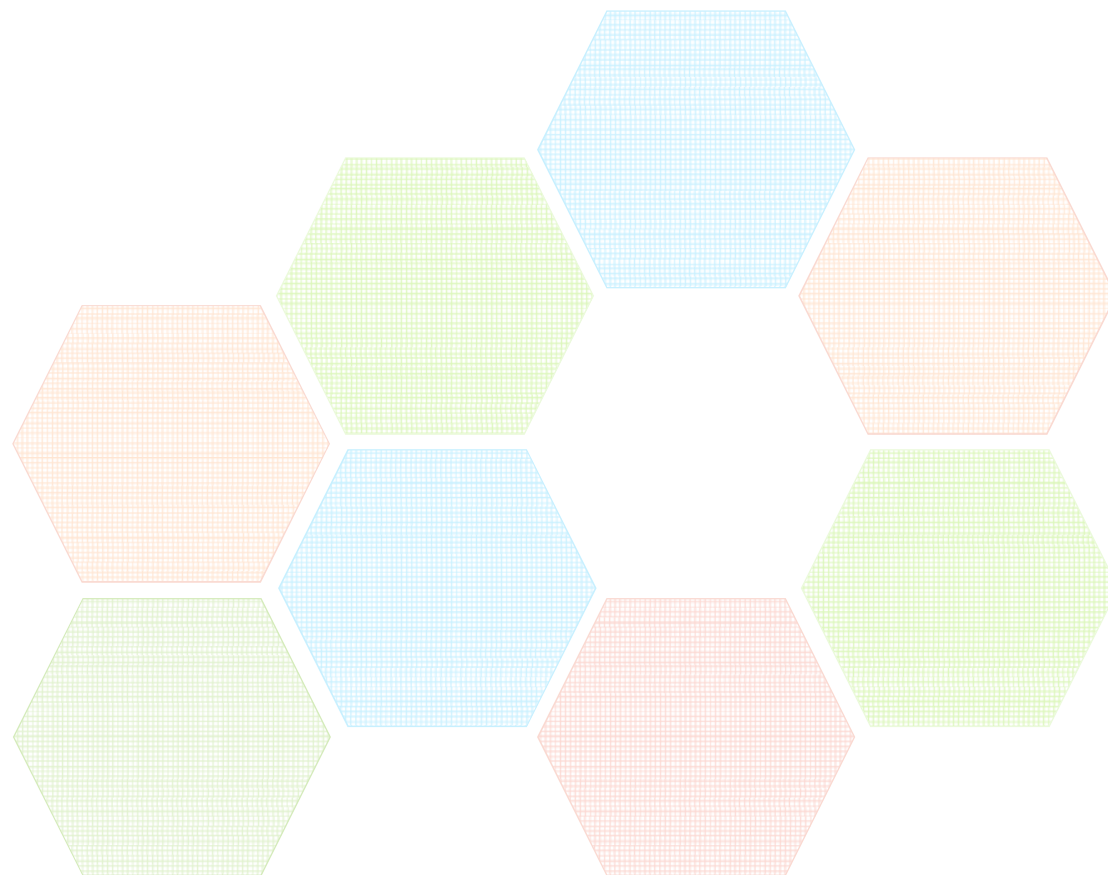
一方で政府のPHR推進の方針を踏まえ、9年間にわたり継続して記録する学校歯科健診情報は極めて有用である。

貴省の**統合型公務支援システム**あるいはそれに類する**健康管理システム**に、**口腔診査情報標準コード仕様**を利活用することで、**学校歯科健診情報を電子的に蓄積する仕組みを構築し、PHRへの対応が可能となる。**

文部科学省におけるデジタル化推進プラン

文部科学省デジタル化推進本部

令和2年12月23日



【Ⅱ-4】教育データの利活用による、個人の学び、教師の指導・支援の充実、EBPM等の推進

概要

学習者・教師・学校・行政機関等が、それぞれの立場から教育データを効果的に利活用することにより、個人の活用による学習等のサポート、教師による個に応じた指導や支援、新たな知見の創出、政策への反映等を目指す。

事項

取組

教育データの効果的な利活用の推進

- 初等中等教育における教育データについて、個人の活用による学習等のサポート、教師による個に応じた指導や支援、蓄積されたビッグデータを分析することによる新たな知見の創出や政策への反映等を実現するための環境の構築に向けた将来的なイメージを今後描き、教育再生実行会議デジタル化タスクフォース等の議論も踏まえ、教育データの利活用に関する有識者会議において令和2年度中に一定の論点整理を行い、文部科学省としての取組を加速する。

教育データの標準化の推進

- 教育データの枠組みの提示と学習データの起点としての「学習指導要領コード」を、文部科学省「教育データ標準」（第1版）として公表したことに続き、これまで制度等に基づき学校で普遍的に活用されてきたデータ（統計で活用できるデータや学校健診情報などに関するデータ）等について、令和3年春を目途に「第2版」として公表を目指す。
- 初等中等教育段階における標準化の進展や、大学を始め生涯を通じた学びにおけるデジタル化の進展の状況を踏まえて、標準化の範囲の拡大等について今後検討を深める。

調査やPHRなどにおける教育データの多面的な利用の推進

- 統合型校務支援システム等に入力されたデータを活用して、統計への回答や各種の報告等をデジタルで効率的に実現できるよう、教育データ標準における関連データ項目の整備などを段階的に進める。特に、児童生徒の健康診断結果情報について、本人や保護者がマイナポータルを用いて閲覧でき、医療機関受診時の医療者との正確なコミュニケーションに活用したり、本人の行動変容のために活用できる環境について令和4年度中の実現を目指す。また、健康診断票など、転校・進学先への引継ぎを要する情報のデータ連携の在り方についても検討を行う。

教育データの国における分析・研究体制とEBPMの推進

- 令和3年度を目指して国立教育政策研究所に「教育データサイエンスセンター」を設置し、教育分野の様々な調査・研究データの横断的・縦断的研究を可能とするオープンデータ化の支援を行うなど、教育データの分析・研究に関する国としての機能の段階的な構築を図るとともに、教育データについて研究機関や地方自治体等と連携した分析や利活用を進め、教育データの活用によるEBPMの推進を図る。

【Ⅱ-1】GIGAスクール構想による一人一台端末の活用をはじめとした学校教育の充実①

概要

GIGAスクール構想による義務教育段階の一人一台端末環境が今年度末までに実現することを踏まえて、ハード・ソフト・人材が一体となった取組を教育再生実行会議等の議論も踏まえつつ、一層加速することにより、子供たち一人一人の多様な実情を踏まえ誰一人取り残すことのない学びの実現に向けた取組を推進。

事項	取組
GIGAスクール構想等による一人一台環境の整備	<ul style="list-style-type: none">➤ <u>全国の小・中学校において令和2年度中の配備完了</u>に向けて、国として、自治体への支援や事業者への働きかけなどを通じて取組を加速させ、令和3年度からの本格運用開始を目指す。また、<u>新JIS規格の教室用機の整備</u>について地方財政措置を要望。➤ <u>高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するICT端末の整備</u>を支援する。➤ <u>高等専修学校や日本人学校において、一人一台端末などICT環境の整備・活用による個別最適な学びと協働的な学びが実現されるよう支援</u>する。
ICT端末の安全・安心な活用の促進	<ul style="list-style-type: none">➤ GIGAスクール構想により整備されたICT端末が家庭への持ち帰りも含め全国の学校現場で円滑かつ効果的に活用できるよう、<u>情報モラルを含む情報活用能力の育成とともに、児童生徒が安全・安心に端末を取り扱う方法等に関するガイドラインの作成</u>を行う。また、今後の情報モラル教育を含む情報教育の推進に向け、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力を適切に把握する。
通信ネットワーク環境の整備・円滑化	<ul style="list-style-type: none">➤ GIGAスクール構想における児童生徒一人一台端末環境にふさわしい<u>高速大容量の通信ネットワークとの一体的な整備</u>を進め、様々な学習場面でのICTの活用を促進する。
幼稚園におけるICT環境の整備	<ul style="list-style-type: none">➤ 幼稚園においては、コロナ禍における園での取組事例を踏まえ、<u>オンラインによる教員研修や保育参観、ICTを活用した家庭との連絡等</u>に活用できるよう、ICT環境の整備を推進する。
学校のデジタル化・クラウド化の推進	<ul style="list-style-type: none">➤ 教職員による学校・学級運営に必要な情報や児童生徒の状況の<u>一元管理・共有を可能とする統合型校務支援システム</u>について、<u>令和4年度の100%整備</u>を目指して地方財政措置を講じるとともに、各自治体における導入を引き続き促進する。➤ 個人情報などを適切に保護することを前提に、クラウドを円滑に活用できるようにするなど学校におけるICT利活用を促進する。

口腔診査情報標準コード仕様

Ver. 1.01

(2019年3月28日版)

平成 31 (2019) 年 3 月 28 日

公益社団法人 日本歯科医師会

まえがき

これまで歯科領域では、保険診療の電子請求を視野に入れた標準化が進められ、標準歯科病名マスター (MEDIS；最新版 Ver.2.05, 2018年6月1日更新) と標準歯式コード仕様 (MEDIS；最新版 Ver.1.0, 2018年1月1日) が、すでに普及しています。また、診療行為コードも電子請求に必須であることから、2年ごとの保険改定時には社会保険診療報酬支払基金で医科及び歯科電子点数表 (支払基金；最新版平成30年10月4日) が提供されるようになりました。

しかし、個人の口腔内状態を表現する用語は、標準化が進んでいるとはいえない状況であり、先の東日本大震災の身元確認では大きな課題が明らかとなりました。生前の口腔情報がベンダーごとに異なる形式であったため、あらためて手入力した口腔情報をもとに身元不明遺体の歯科所見とのマッチングが行われたのです。場合によっては、診療諸記録が診療所ごと流されてしまう例もあり生前情報収集は困難を極めました。歯科所見による確認が身体的特徴や所持品等による身元確認に次いで有効であったことが報告されています。

一方、全国規模で行われている乳幼児健診、**学校歯科検診**、**後期高齢者歯科健診**などの結果は、未処置歯、処置歯あるいは喪失歯などの数として集計されているものの、いま一步踏み込んだ解析に使うには情報粒度の不足があるといわれています。

本仕様は、これらの課題解決のため、口腔内状態を過不足なく表現できるよう関連用語を整理し体系付けたもので、「口腔状態のスナツプショット」という概念を定義したところに特徴があります。スナツプショットとは、「ある患者さんの最終来院時の口腔状態を、一つの医療機関にある電子データを用いて表現したものです」。

我々は本仕様の基本構造として、既存の標準歯式コードや標準歯科病名の概念、現在国内で行われている各種健診の用語、かかりつけ連携手帳の項目あるいはWHOの歯科健診項目などをCSV形式で出力することにしました。さらに、実証事業を通じて歯科レセプトコンピュータからの出力をつぶさに検討、地域医療ネットワークでの利用を想定してHL7に準拠したメッセージ交換への変換仕様 (別添) も本仕様を含めています。

すなわち、本仕様を用いると口腔診査時の状態とその治療履歴を詳細にあるいは逆に粗い粒度でも記述できることから、単に過去の治療履歴を電子的に蓄積するだけでなく、医療機関間の情報共有をはじめ、各種健診データの横断的連携、さらにはそれらを組合せた複合的解析にまで視野に入れた活用が可能となります。今後、地域包括ケアの枠組みの中で、医療と介護に関連する多くの標準と高い親和性を持った標準規格となることが期待されます。

2018年11月

1. 目的および範囲

1) 目的

本仕様の目的は、身元確認や医療連携等に資するため、口腔診査に関わる項目とそのコード仕様ならびにそれらを交換する仕組みを定義することです。

2) 範囲

本仕様の適用範囲は、歯科診療での初診時口腔診査の記録、歯科診療（歯科診療行為）に伴う最新の口腔状態の記録、大規模災害時の歯科医師会行動計画・デンタルチャート（生前記録、死後記録）、母子健康手帳省令様式・歯の状態（妊娠中と産後の歯の状態（妊産婦歯科健康診査）、1歳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児健康診査、3歳児健康診査、4歳児健康診査、5歳児健康診査、6歳児健康診査）、就学时健康診査、**学校歯科健康診断**、成人歯科健康診査（事業所歯科健康診査を含む）、後期高齢者口腔健康診査、歯科人間ドック診査、特殊歯科健康診査、かかりつけ連携手帳（歯式）、WHO口腔健康診査（成人用、小児用）、INTERPOL DVI Form (Ante Mortem, Post Mortem)、および糖尿病連携手帳で、これらの口腔診査記録を電子的に記述することができます。本仕様の主な使用ケースは、以下を想定しています。

- 口腔を構成する硬組織、軟組織の状態や歯科治療の状態について使用器材を含めて記述し、収集を行う。
- 妊産婦歯科健康診査や**学校歯科健康診断**など各種歯科健康診査時の口腔情報を記述し、収集を行う。
- 身元確認での生前および死後の口腔情報を記述し、より効率良い該当者検索を行う。
- 医療連携等で、個人の口腔に関する最新情報の交換を行う。
- 収集された診査情報を標準化された他の医療情報と連携させて解析を行う。

2. 概要

1) 概要

災害時の身元確認に歯科情報が有用であることが明らかになっています。

口腔診査情報標準コード仕様 (Japan Dental Association Oral Examination Standard code、略称：JDAOES、読み方：ジュー、ディー、エー、オー、イー、エス) は、災害時の身元確認や医療連携等での活用を目的に、歯科診療での初診時口腔診査の記録や歯科診療（歯科診療行為）に伴う最新の口腔状態の記録、あるいは**学校歯科健康診断**等での最新の歯科健診の記録を用い、標準化したデータとして電子的に保存し、身元確認時の生前歯科情報として情報交換するための標準規約で、口腔診査に係る項目とその項目に対応するコードやコード仕様、情報交換の仕組みを定義したものです。

2) 口腔状態スナップショット

「口腔状態スナップショット」は、当初「ある患者さんの最終来院時の口腔状態を、一つの医療機関にある電子データを用いて表現したもの」との定義（厚生労働省歯科診療情報標準化に関する検討会、平成26年）でスタートしています。その後、災害時の検索対象としてより多くの国民の口腔情報を蓄積できるように検討が加えられて、**学校歯科健康診断**やWHO口腔健康診査フォームなどを収載し、本仕様に至りました。

本仕様の定義に従った最新の口腔状態の電子的記録を「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」（英名：Oral Status Snapshot）と称します。

3) 口腔診査項目

本仕様の口腔診査情報に係る項目は、歯種、現在歯・欠損歯の有無、現在歯の内容、欠損歯の内容などの歯の診査情報と歯列・咬合の情報を中心に、歯科健診や初診時の口腔診査だけでなく歯科診療行為（算定項目）からも紐付けしやすい項目としています。また、生前歯科情報だけでなく、死後記録としての歯科情報の情報交換もできるよう、大規模災害時の歯科医師会行動計画（改訂版）のデンタルチャート（死後記録）項目と過去災害例からの代表的な表記、インターポールの災害犠牲者身元確認（DVI）フォームで使われる項目等も収載しています。

本仕様による「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」の口腔診査情報データは、厚生労働省・歯科診療情報標準化に関する検討会の「標準プログラム26項目」および「口腔状態の標準データセット」と紐付けされているため、そのまま身元確認のための口腔診査情報照合プログラム（別途提供）で用いることができます。また、「口腔診査情報 CSV形式データからHL7への変換仕様」（別添）による変換によって、大規模災害時の医療情報連携で用いられる厚生労働省標準規格 SS-MIX2 ストレージへのバックアップが可能となっ

ています。

本仕様による「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」の出カプログラム等が歯科レセプトコンピュータ（以下、歯科レセコン）や歯科電子カルテに実装されることで歯科医院での身元確認が容易となるだけでなく、毎月の歯科受診者 1,200 万人以上※1の「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」、すなわち生前歯科情報が電子データで蓄積可能となり、また、**学校等の歯科健診の健診データが本仕様によって「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」として電子化されることで毎年 1,500 万人以上※2の生前歯科情報の蓄積も可能となるので、大規模災害での身元確認に資することが期待されます。**

※1：出典：レセプト請求形態別の請求状況平成 30 年 6 月分電子レセプトによる請求・社会保険診療報酬支払基金

※2：出典：平成 30 年度学校基本調査

4) 別途提供

- (1) 身元確認のための口腔診査情報照合プログラム
 - ・身元確認のための歯科情報照合システム「Dental Finder Free[®]（無償版）」（東杜シーテック株式会社）
 - ・身元検索のための口腔診査情報照合プログラム（予定）
- (2) 口腔診査情報 CSV 形式データから HL7 への変換プログラム（予定）

9. 歯科健診等補足項目レコード (HK) と他レコードとの関係

1) 歯科健診等補足項目レコードと他レコードとの関係イメージ

歯科健康診断等の情報のうち、歯式、その他の疾病及び異常、所見・特記事項以外の項目は、歯科健診等補足項目レコード (HK) に記録します。

歯式を記録する「歯の診査情報レコードグループ」、その他の疾病及び異常を記録する「その他の疾病及び異常レコード (SI)」、学校歯科医所見を記録する「所見・特記事項レコード (SK)」と歯科健診等補足項目レコード (HK) に記録する個々の歯科健康診断ごとの項目を合わせることで、それぞれの歯科健康診断等の情報を記録することができます。

例) 児童生徒健康診断票 (歯・口腔) と各レコードの関係

氏名				性別	生年月日	年齢	学校	事後措置											
歯式				男	女	年	校	日											
現在歯 ・むし歯 ・喪失歯 (永久歯) ・要観察歯 未処置歯 [処置歯]				歯の状態 乳歯 永久歯 現在歯数 処置歯数 喪失歯数		学校 歯科医 所見		日											
年齢	顎関節	歯列咬合	歯肉の状態	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
0	0	0	0	上	右	E	D	C	B	A	A	A	B	C	D	E	左	上	下
1	1	1	1	下	右	E	D	C	B	A	A	A	B	C	D	E	左	上	下
2	2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

歯科健診等補足項目レコード (HK) (E10. 学校歯科健康診断)

歯の診査情報レコードグループ

その他の疾病及び異常レコード (SI)

I. 部位レコード (TB)

所見・特記事項レコード (SK)

II. 基本状態レコード (TD)

VI. 標準プロファイル 26 項目レコード (TF)